第三十六条に次の一項を加える。

8　平成三十二年六月十四日以前に製作された自動車については、細目告示第四十九条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十九条第一項の規定に適合するものであればよい。

第三十七条に次の一項を加える。

14　平成三十二年六月十四日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、細目告示第五十条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第五十条第一項の規定に適合するものであればよい。

第四十二条に次の一項を加える。

16　平成三十二年六月十四日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、細目告示第五十六条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第五十六条第一項の規定に適合するものであればよい。

第四十五条に次の一項を加える。

21　平成三十二年六月十四日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、細目告示第五十九条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第五十九条第一項の規定に適合するものであればよい。

第六十四条に次の一項を加える。

4　平成三十二年六月十四日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第一項、第二百六十条第一項及び第二百七十六条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第二百四十四条第一項、第二百六十条第一項及び第二百七十六条第一項の規定に適合するものであればよい。

第六十五条に次の一項を加える。

2　平成三十二年六月十四日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第二百四十五条第一項の規定に適合するものであればよい。

第六十六条に次の二項を加える。

4　平成十七年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第二百六十二条第一項第一号中「５Ｗ以上30Ｗ以下」を「５Ｗ以上」と読み替えることができる。

5　平成三十二年六月十四日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百七十八条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第二百四十六条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百七十八条第一項の規定に適合するものであればよい。

第六十七条に次の二項を加える。

5　平成十七年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第二百六十三条第一項第一号及び第二百七十九条第一項第一号中「15Ｗ以上60Ｗ以下」を「15Ｗ以上」と読み替えることができる。

6　平成三十二年六月十四日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第一項、第二百六十三条第一項及び第二百七十九条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第二百四十七条第一項、第二百六十三条第一項及び第二百七十九条第一項の規定に適合するものであればよい。

第六十八条に次の一項を加える。

4　平成三十二年六月十四日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第二百四十九条第一項、第二百六十五条第一項及び第二百八十一条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第二百四十九条第一項、第二百六十五条第一項及び第二百八十一条第一項の規定に適合するものであればよい。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百二十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「第百二十一号」を「第百二十一号改訂版」に、

「

第二条第五号の五の電波障害防止装置	第十号第五改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○		○
第二条第五号の六の原動機用蓄電池 第二条第五号の七の感電防止装置	第百号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		○		○	○	○	○
第二条第五号の八のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置 第二条第五号の九のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	第九十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○			○	○	○		○	○	○		○		○			○

を